

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○奈良県税条例の一部を改正する条例 例	二	○奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例 〈規 則〉	三
○落書きのない美しい奈良をつくる条例の一部を改正する条例	二	○奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則	四

### 公布された条例のあらまし

#### ◇奈良県税条例の一部を改正する条例（税務課）

- 1 個人県民税関係  
 老年者控除を廃止することとした。
- 2 法人県民税関係  
 (1) 特定信託の受託者である外国法人に対して、その特定信託の各計算期間の所得について法人税を課すこととされたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。  
 (2) 退職年金業務等を行う外国法人に対して、退職年金等積立金について法人税を課すこととされたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 自動車税関係  
 平成十六年度及び平成十七年度に新車新規登録から十一年（ガソリン車又はLPG車については、十三年）を経過した自動車について、税率の概ね百分の

十を重課する特例措置（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）を、その翌年度以後について講ずることとした。

- 4 施行期日等  
 (1) 平成十七年一月一日から施行することとした。ただし、2の(2)及び3については同年四月一日から、2の(1)については規則で定める日から施行することとした。  
 (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

#### ◇落書きのない美しい奈良をつくる条例の一部を改正する条例（県民生活課）

- 1 落書き行為の禁止  
 何人も、落書き行為をしてはならないこととした。
- 2 罰則  
 1に違反した者は、十万円以下の罰金に処することとした。
- 3 施行期日  
 平成十六年十月一日から施行することとした。

#### ◇奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（教育委員会県立学校企画調整室）

- 1 県立高等学校の統合及び設置等  
 (1) 奈良県立奈良商業高等学校と奈良県立奈良工業高等学校とを統合し、奈良県立奈良朱雀高等学校を設置することとした。  
 (2) 奈良県立富雄高等学校と奈良県立北大和高等学校とを統合し、奈良県立奈良北高等学校を設置することとした。  
 (3) 奈良県立片桐高等学校と奈良県立斑鳩高等学校とを統合し、奈良県立法隆寺国際高等学校を設置することとした。  
 (4) 奈良県立北和女子高等学校と奈良県立田原本農業高等学校とを統合し、奈良県立磯城野高等学校を設置することとした。  
 (5) 奈良県立高取高等学校の名称を、奈良県立高取国際高等学校に改めることとした。

- (6) 奈良県立志貴高等学校と奈良県立桜井商業高等学校とを統合し、奈良県立奈良情報商業高等学校を設置することとした。
  - (7) 奈良県立広陵高等学校と奈良県立高田東高等学校とを統合し、奈良県立大和広陵高等学校を設置することとした。
  - (8) 奈良県立御所工業高等学校と奈良県立御所東高等学校とを統合し、奈良県立御所実業高等学校を設置することとした。
- 2 施行期日等
- (1) 1の(2)から(7)までについては平成十七年四月一日から、1の(1)及び(8)については平成十九年四月一日から施行することとした。
  - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

条 例

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第一号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「一又は」を「いずれか又は」に改め、「、老年者控除額」を削る。

附則第七条の第三第五項中「第八十二条の八第一項」の下に「（同法第四百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を、「第八十八条」の下に「（同法第四百四十五条の十二において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第九条第一項に次の二号を加える。

- 四 平成六年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成四年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前三号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成十七年度

五 平成七年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成五年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前各号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成十八年度

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の第三第五項の改正規定（「第八十八条」の下に「（同法第四百四十五条の十二において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）及び附則第九条第一項の改正規定並びに附則第三条の規定 平成十七年四月一日
- 二 附則第七条の第三第五項の改正規定（前号に掲げる部分を除く。） 規則で定める日

（県民税に関する経過措置）

第二条 改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）第二十四条の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例附則第九条第一項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

落書きのない美しい奈良をつくる条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第二号

落書きのない美しい奈良をつくる条例の一部を改正する条例

落書きのない美しい奈良をつくる条例（平成十三年七月奈良県条例第六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の二条を加える。

(落書き行為の禁止)

第五条 何人も、落書き行為をしてはならない。

(罰則)

第六条 前条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、平成十六年十月一日から施行する。

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第三号

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

奈良県立高等学校等設置条例(昭和三十一年十月奈良県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中 「奈良県立奈良商業高等学校

奈良市

を「奈良県立奈良朱雀高等学校

同 奈良工業高等学校

同

を「同 高田高等学校

奈良市」に、

「同 高田高等学校

同

を「同 高田高等学校

同 富雄高等学校

同

を「同 高田高等学校

「同 北大和高等学校

同

を「同 高田高等学校

同 北大和女子高等学校

同

を「同 大和郡山市

同」に、

同 片桐高等学校

同

を「同 郡

同 郡山高等学校

同

を「同 法

同 斑鳩高等学校

同

を「同 生駒郡斑鳩町」

良北高等学校

同

「同 田原本農業高等学校

磯城郡田

山高等学校

大和郡山市

に、

「同

志貴高等学校

同

隆寺国際高等学校

生駒郡斑鳩町」

同

同

同

原本町 を「同 磯城野高等学校 磯城郡田原本町」に、 「同 高取高

等学校 を「同 高取国際高等学校 同 桜井商

業高等学校」を「同 奈良情報商業高等学校」に、「同 広陵高等学校」を「

同 大和広陵高等学校」に、「同 高田高等学校 大和高田市 を「

同 高田高等学校 大和高田市」に、「同 御所工業高等学校

同 高田高等学校 大和高田市」に、「同 御所東高等学校

御所市 を「同 御所実業高等学校 御所市」に改める。

同 高田高等学校 大和高田市」に、「同 御所工業高等学校

御所市 を「同 御所実業高等学校 御所市」に改める。

同 高田高等学校 大和高田市」に、「同 御所工業高等学校

御所市 を「同 御所実業高等学校 御所市」に改める。

附則 (施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。) 平成十七年四月一日

二 第二条の改正規定( ) 「奈良県立奈良商業高等学校 奈良市 を「奈良県立奈

良朱雀高等学校 奈良市」に改める部分及び 「同 御所工業高等学校

同 御所東高等学校

御所市 を「同 御所実業高等学校 御所市」に改める部分に限る。) 平成十九年四月一日

(経過措置)

2 この条例による改正前の奈良県立高等学校等設置条例第二条に規定する奈良県立富

雄高等学校、奈良県立北大和高等学校、奈良県立北和女子高等学校、奈良県立片桐高

等学校、奈良県立斑鳩高等学校、奈良県立田原本農業高等学校、奈良県立志貴高等学

校、奈良県立志貴高等学校、奈良県立志貴高等学

校、奈良県立志貴高等学校、奈良県立志貴高等学

校、奈良県立志貴高等学校、奈良県立志貴高等学

校、奈良県立桜井商業高等学校、奈良県立広陵高等学校及び奈良県立高田東高等学校については平成十九年三月三十一日までの間、同条に規定する奈良県立奈良商業高等学校、奈良県立奈良工業高等学校、奈良県立御所工業高等学校及び奈良県立御所東高等学校については平成二十一年三月三十一日までの間、この条例による改正後の奈良県立高等学校等設置条例第二条の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

規 則

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第三号

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六号様式中

$$\frac{(D)}{(C) + (D)} =$$

さ

課税標準 (5)

(D)

に

(C) + (D) 小数点第4位まで（小数点第5位以下切捨て）

みな

--	--	--

標準額 一(6)	所得割額 (7)×税率	税額控除額 (11)
円	円	円
法人所得 (9)	みなし法人所得割額 (9)×税率 (10)	
円	円	

減免税額 (12)	差引所得割額 (8)+(10)-(11)-(12)=(A)+(B)
円	円
さ	
課税標準 (5)-(6)	低率減税

額 (7)		所得割額 (8)	税額控除額 (9)	減免
円		円	円	
額 (11)				
円				
税額 (10)	差引所得割額 (A)+(B)	税額控除額 (12)		
円		円		
「				
療費控除額		社会保険料控除額	小規模企業共済等掛金控除額	生命保険料控除額
「				
雑損控除額		医療		
円		円		
寡婦(寡夫)控除額		勤		
円				
「				
障害者控除額		老年者控除額		
円		円		
基礎控除額		計		
円		円		
「				
雑損控除額		損害保険料控除額		
円		円		
配偶者控除額		配偶者控除額		
円		円		
労学生控除額		配偶者控除額	扶養控除額	老人扶養控除額
円	円	円	円	円

医療費控除額	円	社会保険料控除額	円	小規模企業 共済等掛金控除額	円
寄附金控除額	円	障害者控除額	円	寡婦(寡夫)控除額	円
配偶者特別控除額	円	扶養控除額	円	基礎控除額	円
生命保険料控除額	円	に改める。			
勤労学生控除額	円				
	円				

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円 (共に送料、消費税別)

計	円
---	---

附則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一一三一一一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一一三五七七三二代

本誌は再生紙を使用しています。